

会 議 録

1 会議名

第 12 回柿崎区地域協議会

2 議題(公開・非公開の別)

(1) 報告事項(公開)

ア 市からの報告

イ 会長報告

(2) その他(公開)

3 開催日時

平成 27 年 2 月 13 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 04 分まで

4 開催場所

柿崎地区公民館 3 階 集会室

5 傍聴人の数

1 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者(傍聴人を除く。) 氏名(敬称略)

- ・ 委 員：金子正一、神岡八江子、木下高重、小池猛紀、小出優子、小関茂夫、小山貞榮、佐藤 健、白井一夫、白井秀雄、曾田良治、長井泰雄、長井洋一、吉村 登、渡邊征雄

- ・ 事務局：小菅宏造柿崎区総合事務所長、横田一次長、黒崎忠夫総務・地域振興グループ長、大橋靖夫産業グループ長、嶋田祐司建設グループ長、古田晴雄市民生活・福祉グループ長、福澤幸男総務・地域振興グループ班長、田鹿成美総務・地域振興グループ主事、神岡篤子総務・地域振興グループ非常勤職員

(以下グループ長はG長と表記)

- ・ 木田庁舎：牛木秀人福祉課長、滝澤陽一福祉課係長、佐藤哲福祉課主任

8 発言の内容等

【横田次長】

定刻となりましたので、只今から平成 26 年度第 12 回柿崎区地域協議会を開会いた

します。本日は、宮澤副会長、薄波委員、小松委員が欠席です。出席委員は15名です。

上越市地域自治区の設置に関する条例第8条2項の規定により、会議が成立していることを報告します。同条第1項の規定によりまして、議長は会長が務めることになっています。はじめに佐藤議長よりご挨拶をいただきます。

【佐藤会長】

皆様、ご苦勞様でございます。前回の地域協議会において、福祉課の牛木課長から依頼がありました、かきざき福祉センターの管理運営方法の変更における諮問について、臨時地域協議会として本日皆様にお集まりいただきました。お忙しい中ありがとうございます。

まず、会議録の確認ですが、曾田委員にお願いします。それでは、次第3の諮問事項に入ります。

本日、福祉課から牛木課長、他担当職員がお見えになっております。それでは、諮問第77号かきざき福祉センターの管理運営方法の変更につきまして、事務局から説明をお願いします。

【牛木課長】

お疲れ様でございます。皆様には前回の地域協議会に引き続きまして、私どもの所管する施設であります、かきざき福祉センターに関する追加諮問ということで、お忙しい中、また悪天候の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、諮問内容についてご説明させていただきます。資料No.1をご覧ください。

～資料No.1 により説明～

【佐藤会長】

ありがとうございました。只今、牛木課長から諮問内容について説明がありましたが、皆様から何か意見や質問等がありますか。

【長井(洋)委員】

社会福祉協議会から指定管理を受けることができないとされているようですが、その理由は何でしょうか。採算が合わないということでしょうか。

【牛木課長】

お答えいたします。少々、勘違いをされている部分もあるかと思いますが、社会福祉協議会が引き続き指定管理者を受けることができないということではなく、かきざき福祉センターの譲渡を受けることが出来ないということで、社会福祉協議会から意向が示されたところでございます。

【長井(洋)委員】

社会福祉協議会へかきざき福祉センターを譲渡するという事になっているのですか。

【牛木課長】

譲渡する方向で、検討・協議を進めてきたところでございます。今ほど申し上げましたが、当施設内には社会福祉協議会の柿崎支所があり、また、指定管理者として10年間管理を行ってまいりました。施設には貸し館もございしますが、基本的には社会福祉協議会が当施設において様々な自主事業を実施しております。そういった利用実態を含めまして、当施設を社会福祉協議会に譲渡する方向で協議を進めておりました。

これについては上越市の公の施設の再配置計画に則り、市には合併により多くの公共施設がございしますが、施設のあるべき姿を整理するとともに、効率的な利活用を推進するという趣旨に基づき、施設譲渡を前提に検討・協議してきたわけでございます。

【白井(一)委員】

指定管理から市の直営管理になるということですが、今現在、各世帯当たり600円の会費を納めています。それから、団体会費ということで多いところでは2万円、少ないところでも5千円、会費を納めておりますが、これらについてはどのような取り扱いになりますか。

【牛木課長】

社会福祉協議会の運営につきましては、社会福祉法人として主体的に取り組んでいることであり、会費についても社会福祉協議会の中で決められた方法で徴収をするということで、市とは直接は関係がございません。

そしてこの施設の管理方法の変更によって、それらに影響が出るものでもございません。

【白井(一)委員】

そうしますと、市の直営管理に移行すれば今の会費については無くなるということが良いですか。

【牛木課長】

私の説明が悪くて申し訳ありません。社会福祉協議会の会費については、社会福祉協議会全体の運営に使うための会費でございます。このかきざき福祉センターについては市の施設として、本来市が直接管理すべきところを、社会福祉協議会に指定管理委託し管理してきました。当センターの管理と会費との関係性は全くございません。

【白井(一)委員】

ありがとうございました。

【曾田委員】

諮問内容は良く分かりました。ただ、市が直営管理してどのようなメリットがあるのでしょうか。複合型福祉施設を設置するということですが、中身がどうなるのかということと、諮問書の中には、公の施設の見直しという言葉が全然入ってきていません。この文書だけでは、やはり社会福祉協議会が指定管理を受けられないから市の直営管理になります、そういう受け止め方になりますよ。しかもその説明として「収入が見込めない」、「管理者の経営能力の発揮が見込めず、サービスの向上や経費縮減の指定管理者制度の効果が期待できない」とありますが、これは指定管理者を否定している訳でしょう。だから直営にしますという、どうもそのあたりの筋道がおかしいのではないかと思います。私は基本的には、市の直営管理になることは良いことだと思っていますから、賛成はしますが、やはりこの指定管理者制度というものについて、

社会福祉協議会のみならず、いろいろな問題が出てきているように思います。

柿崎まちづくり振興会では、かきざきドーム、体育施設の指定管理者を5年間やりました。やはり民間のノウハウを活用し、しかも収益をあげるということを言われてきているのですが、実際、それが出来ない状況になりつつある。大きな事業収入であります使用料等の問題につきましても、大幅な減免措置が講じられて、管理者の思惑通りの収入が得られない、これはかきざきドームに限ったことではないと思います。他の施設、例えば温浴施設もそうだと思います。上越市の指定管理者制度そのものが根底から揺らいできているのではないか、その辺をしっかりと浮き彫りにして管理していかないと、せっかく目指している指定管理者制度、しかも民間のノウハウを生かすことにはなかなか難しい問題がでてきているのではないかと、そういう危惧を持っています。

このことについては、ここでお答えいただかなくて結構ですが、上越市として指定管理者制度の在り方についてもう一回根底からお考え頂きたいというのが私の意見です。

【小菅所長】

総合事務所も主管課を通じながら指定管理を担当しているわけですが、地方自治法が改正されて、全国的に今までの業務委託や管理委託から指定管理者制度というのが導入されました。曾田委員がお話になった通り、基本的には民間に仕事を任せ、事業者の裁量の中でノウハウを生かし、いろいろなメリットを出すという趣旨から全国で進めてきました。

当施設につきましては、牛木課長から説明がありましたが、合併前から指定管理に取り組み、当初の予定通り10年間行ってきました。それと、公の施設の再配置という議論と一緒にあって、このような説明になりましたが、施設の再配置はそれとして考えていかなければならないことだと思います。

社会福祉協議会が譲渡は受けられないという話とは別と考えて、本来どういった管理運営すべきかという中で、事業収入を含め、遣り繰りが出来ないという見込みという中で、市といたしましては、当施設を福祉の拠点的な位置付けとしていきたいという観点からすると、今の段階では市の直営に戻すべきではないかと判断したというのでございます。

【小池委員】

社会福祉協議会の柿崎支所はそのまま残るとのことですが、市の直営施設に、社会福祉協議会という独立した団体はどのような形で入るのでしょうか。例えば契約をして業務委託を受けるのか。また、受付関係などを総合事務所に持ってくるということで話を進められているようですが、それは利用者の利便性を考えると逆行するのではないかと思うのですが、その辺りをお聞かせください。

【牛木課長】

まず、一点目でございます。社会福祉協議会が、今後も当センターの中に支所事務所で入っていただくという取り扱いでございますが、行政財産、市の施設の中に目的外利用と言いますか、契約を結んで無償貸付という取り扱いで今後も入っていただくということでございます。当然、光熱費等は負担いただきますが、家賃につきましては無償ということでお貸しするというところでございます。

【小池委員】

分かりました。話を聞いていますと、社会福祉協議会へ施設を含めて譲渡しようとしたが、それができなかった結果として、市の直営管理にしたのではないかととられます。市全体の指定管理制度については、所長からもお話がございましたが、順次見直していくという方針なのか、その辺りをお聞かせください。

【牛木課長】

今回、社会福祉協議会が譲渡を受けなかったから直営にしたということは、大きな理由の一つではございます。ただ、今ほども説明させていただきましたが、介護保険制度の改正に伴いまして、新たな介護予防事業ということで、この4月からスタートいたします。柿崎区におきましては柿崎まちづくり振興会から中心となっただき、社会福祉協議会または地域包括支援センター等の協力、様々な地域の皆様方のご協力をいただいてそういった事業に取り組むこととしております。その拠点施設としてかきざき福祉センターを考えております。

さらには高齢者福祉に関わらず、障害者福祉など様々な福祉ニーズがございます。

そういったニーズについて、当施設を拠点にして、展開することはできないかと考えているところがございます。そうしますと、直営で管理した方が今後の施設の有効利用を図っていく上で、得策ではないかということで、今回直営管理とさせていただくことにしたものでございます。

【小池委員】

はい、分かりました。

【小菅所長】

もう一つご質問にありました、利用団体にとって不便なのではないかということですが、ご利用団体についての調査を行っているところです。定期利用の団体が多く、趣味の団体等、公民館と同じ状態の部分も相当ございます。出来るだけご不便をおかけしないような申請書をいただく段取りで考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、ここ柿崎地区は、かきざき福祉センターや公民館、柿崎コミュニティプラザも施設として同じような使い方が出来るものが集中しております。お互いに乗り合いながら上手な使い方ができればと考えているところですし、そういった観点では公民館や柿崎コミュニティプラザ自体ももっと利用して頂ければと思っております。以上です。

【佐藤会長】

他に意見や質問はありませんか。

今、皆様方からご意見等いただきましたが、もう少し諮問文書に詳しく内容を記載した方が良いと感じました。

それでは、諮問第 77 号かきざき福祉センターの管理運営方法の変更について、当協議会として「適当」と認め、市長に答申してよろしいでしょうか。

(委員より「はい」の声)

それでは答申書の作成にあたっては、「適当」と認めるということで、私にご一任

いただき、提出することとしてよろしいですか。

(委員より「はい」の声)

ありがとうございました。以上で、次第3の諮問事項を終わります。福祉課の皆様につきましても、この後他の業務があることから以上をもちまして退席いたします。ありがとうございました。

続きまして、次第4の報告事項に入ります。会長報告ということで、私からご説明いたします。以前から実施を検討しておりました、まちづくり振興会と地域協議会の部会同士の意見交換について2月9日付で皆様にご案内しましたとおり、2月4日にまちづくり振興会の小池会長、中村事務局長と私で、意見交換会にかかる打ち合わせを行いました。

その結果、当初は部会長同士であらかじめテーマを設定してから意見交換を実施すると予定しておりましたが、双方の会がどんな活動をしているか分からない部分も多いことから、地域協議会委員全員に集まっていた中で、お互いの活動紹介をし、その後に部会ごとに分かれて、部会の活動報告や抱えている課題について意見交換を行いたいと考えております。

双方の会長で、意見交換の実施日を2月21日(土)の午後1時30分からと決めさせていただきましたので、皆様の参加をお願いしたいと思います。以上で、会長報告を終わりますが、皆様から何か意見や質問等はありませんか。意見や質問が無いようですので、以上で次第4の会長報告を終わります。

続きまして、次第5その他に入ります。事務局から何かありませんか。

【田鹿主事】

はい、平成25年度から実施しておりました地域協議会の検証結果報告書が1月27日に市長に提出されたことを受け、本日皆様のお手元に「上越市地域協議会の一層の活性化に向けた検証結果報告書」を配付させていただきました。ご一読くださるようお願いいたします。

また、検証会議委員の先生方から直接委員の皆さんに報告いただく会を、3月10日(火)の午後3時からリージョンプラザで計画しております。別紙、ご案内のとおり、

2月26日までに欠席の連絡をくださいますようお願いいたします。当日は事務局で車を手配する予定です。以上です。

【小菅所長】

事務局からもう1点お願いします。次回の開催日についてですが、前回の地域協議会で、2月26日の午後1時30分からとお決めいただいたところですが、しかし、ほぼ同時期に、柿崎・大潟海岸をよみがえらせる会の海岸視察のご案内もあり、事務局への情報が遅れてしまい、地域協議会と日時が同じことから、すでに海岸視察の欠席と連絡をしていただいた委員さんがいらっしゃるとお聞きしております。このことについて、会長とご相談しまして、大切な視察であることから、皆様からご参加いただけるように調整することが第一と考え、地域協議会の開催時刻を午後5時30分と変更をお願いしたいと思います。

【佐藤会長】

ありがとうございました。私たち地域協議会委員も柿崎・大潟海岸をよみがえらせる会の会員です。海岸も侵食され大変な被害も被っているということもありますので、ぜひ視察に参加していただきたいと思います。それでは、次回の開催は2月26日午後5時30分ということでお願いいたします。

以上をもちまして、第12回地域協議会を閉会いたします。お忙しい中、急きょお集まりいただき感謝いたします。ありがとうございました。

9 問合せ先

柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-536-6710（直通）

E-mail：kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。